秦・漢律の条文形成過程に関する一考察

——岳麓書院蔵秦簡「秦律令（壹）」尉卒律を手がかりに——

楯身智志

はじめに

岳麓書院蔵秦簡とは、香港の骨董市場に流れていた秦代の簡牘のことである。二〇〇七年一二月、湖南大学岳麓書院が受け入れたことで世に出ることとなった。本物の盗掘品であることは一応立証されているものの、出土地・出土状況などの詳細は不明であり、史料として扱うには多くの問題がある。しかし、中国統一前後の秦の法制文書が多数含まれており、その学術的価値は極めて高い(1)。

本稿で扱うのは、そのうち「秦律令（壹）」と命名された簡牘群に含まれる一篇の法律条文である。尉卒律という名称が付された五条文のうちの一つで、そこでは里の責任者たる典・老の設置・選任条件について具体的に定められている。里と言えば、秦の中央集権体制を実現していた郡県制の最末端組織であり、その内実については古来より数多くの研究が積み重ねられてきた(2)。しかし、管理者たる里典や父老が何人置かれ、またどのように選任されていたのか、その詳細については、これを具体的に伝える史料はほとんど存在しなかった(3)。ゆえに、本条は中国古代の地方行政制度、引いては民衆支配体制を明らかにする上で、極めて貴重な新史料と評価し得る。事実、すでに国内外でいくつかの先行研究が発表され、本条の史料的価値が明らかにされつつある(4)。

しかし、本条にはその内容とは別に、秦・漢代の律令の形態や形成過程を探る上で重要な問題が隠されているように思われる(5)。本稿では秦代の里の内実を探るのではなく、当時の法律がどのようなプロセスを経て形成されたのか、本条に潜む内容上の問題点を手がかりに検討していきたい。

なお、ごく基本的な問題点について前もって言及しておく。尉卒律（第一三一～一四六簡）の各簡牘には、配列の手がかりとなり得る背面の劃線が存在しない(6)。しかし、図版に認められる編綴痕の位置はおおよそ合致しており、また簡文中にも欠簡・錯簡を疑わせるような不自然な点は見られない(7)。以上より、尉卒律に関しては整理小組の簡牘配列に特に問題はないと見て検討を進める。

一　尉卒律の内容検討

件の尉卒律（第一四二～一四六簡）の原文は左記の通り（四桁の数字は原簡番号）。

●尉卒律曰里自卅戸以上置典老各一人不盈卅戸以下便利令與其旁里共典老其不便者予之典　（第一四二簡／1373）
而勿予老公大夫＝以上擅啟門者附其旁＝里＝典老坐之∠置典老必里相誰以其里公卒士五年長而毋害　（第一四三簡／1405）
者爲典老毋長者令它里年長者爲它里典老毋以公士及毋敢以丁＝者＝爲典老貲尉＝史士吏主　（第一四四簡／1291）
者各一甲丞令＝史各一盾∠毋爵者不足以公士縣毋命爲典老者以不更以下先以下爵其或復未當事　（第一四五簡／1293）
(8)或不復而不能自給者令不更以下無復不復更爲典老　（第一四六簡／1235）

まずはこれらの内容から検討したい。左記に句読点を付した校訂文と書き下し文を示すが、行論の都合上、内容に基づいて①・②に、②に関してはさらにア～クに、それぞれ分割した。

①●尉卒律曰、里自卅戸以上、置典・老各一人。不盈卅戸以下、便利、令與其旁里共典・老。其不便者、予之典而勿予老。公大夫以上擅啟門者附其旁里、旁里典・老坐之∠。

●尉卒律に曰く、里 卅戸自り以上ならば、典・老各〃一人を置け。卅戸に盈たざる以下にして、便利ならば、其の旁里と典・老を共にせしめよ。其れ不便ならば、之に典を予うるも老を予うる勿れ。公大夫以上の擅に門を啟く者 其の旁里に附せば、旁里の典・老は之に坐す∠。

②ア置典・老、必里相誰（推）。

典・老を置くには、必ず里は相推せ。

イ以其里公卒・士五（伍）年長而毋（無）害者爲典・老。

其の里の公卒・士伍の年長にして無害なる者を以て典・老と爲せ。

ウ毋（無）長者、令它里年長者爲它里典・老。

長者無くんば、它の里の年長者をして它の里の典・老と爲さしめよ。

エ毋以公士及毋敢以丁者。

公士を以てすること毋く及び敢えて丁者を以てすること毋かれ。

オ丁者爲典・老、貲尉・尉史・士吏主者各一甲、丞・令・令史各一盾∠。

丁者を典・老と爲さば、尉・尉史・士吏の主者に貲すること各〃一甲とし、丞・令・令史は各〃一盾とす∠。

カ毋（無）爵者不足、以公士。

爵無き者 足らずんば、公士を以てせよ。

キ縣毋命爲典・老者、以不更以下、先以下爵。

縣に命じて典・老と爲す者毋くんば、不更以下を以てし、先に下爵を以てせよ。

ク其或復未當事、或不復而不能自給者、令不更以下無復不復、更爲典・老。

其れ或いは復して未だ當に事とすべからず、或いは復せざるも自給すること能わざる者あらば、不更以下をして復せらると復せられざると無く、更〃典・老と爲さしめよ。

①では、典・老の設置基準について定める。すなわち、三十戸以上で構成される里に典・老を一名ずつ設置するが、三十戸未満の場合は隣り合う二つの里で典・老を共有するという（隣り合う里が「不便」の場合、国家から典のみを派遣する。[9]「公大夫」以下の規定は難解であるが、「旁里」の典・老の処罰を定めていることからすると、三十戸未満の里が典・老を共有した場合に起こり得る犯罪や不正について定めた規定と推測される。[10]

次に②について。[11]全体的な内容としては典・老の選抜基準について定めている。以下、一つ一つ見ていきたい。

アでは、典・老を里内で互選すべきことを定めている。これだけ見れば里の自律性を容認しているごとくであるが、後段では典・老になるべき人物に要求される諸条件（年齢・爵位・資質など）について、細かく規定している。ゆえに互選と言っても、候補者は事前にかなり絞り込まれたであろう。しかも後段ウ・エによると、里内に適任者がいなかった場合、他の里から選ぶこともあり得たらしい。するとこのアの要点とは、互選云々というより、適任者がいる場合には必ず里内から選ぶというところにあったとも解し得る。[12]

イでは、里内の公卒・士伍で、なおかつ「年長」・「無害」の者を典・老に選出するよう定めている。公卒・士伍はいずれも爵制秩序の中でゼロ等級に位置づけられる地位である。「年長」というのは曖昧な表現であるが、後段エ・オには対応する語として「丁者」が見える。「丁者」は兵役・徭役に従事する成年・壮年者のことと解されるから、そうなると「年長」はすでに兵役・徭役を免除された老人、すなわち「免老」を指すと考えられる。[13]「無害」は、その具体的な意味については諸説あるものの、要するに典・老の業務に支障なく従事できることを指す。[14]

典・老を「無害」から選ぶというのは無論であるが、「免老」から選出するというのも理解できる。日常的に兵役・徭役に徴発される「丁者」では、里内の逃亡や犯罪に常に責任を負わねばならない典・老の業務は務まらない。そのため、すでに兵役・徭役から引退した「免老」に典・老の業務を担わせるということであろう。[15]

他方、典・老を無爵者から選ぶ理由については、水間大輔氏の説が参考になる。すなわち、張家山漢簡「二年律令」傅律（第三六四～三六五簡）によると、当時、高い爵位を持つ者はより若い年齢で「免老」と認定され、兵役・徭役から免除されたという。具体的には、公卒・士伍であれば六十六歳で「免老」となるが、第一級公士は六十五歳、第五級大夫以上に至ってはその年齢が五十八歳まで早められる。[16]これ

は高い爵位を持つ者に与えられた特権に他ならないが、一方で早く「免老」になるということは、そのぶん早く典・老に選出され得ることにもなる。しかし、それではより早く兵役・傜役から引退できるという高爵所有者の特権が無意味化してしまう。ゆえに、典・老を無爵者から選ぶと定めておくことによって、有爵者の特権を保護しようとしている、と。従うべきであろう。

ウは里内に「(年)長者」が一人もいなければ、「它の里」の「年長者」から選ぶよう定めている。「它の里」の「年長者」を「它の里」の典・老にするというのは一見不可解であるが、陳偉氏が指摘するように、[17]張家山漢簡「奏讞書」案例三（第一七～二七簡）に、

律所以禁従諸侯來誘者、令它國毋得取（娶）它國人也。

律の諸侯從り來誘するを禁ずる所以は、它國をして它國の人を娶るを得ること毋からしむればなり。

とある。これは、前漢・高祖一〇年（前一九七）の紀年を持つ裁判の上申文書の一部で、関中を支配する漢と、関東に割拠する諸侯王国とが対峙する状況を想定している。その中で、諸侯王国の人間が漢の人間を不正に招き入れることを禁じているが、それは「它國」（＝諸侯王国）の人間が「它國人」（＝諸侯王国以外の国＝漢）と婚姻するのを防ぐためとする。一文中に出てくる二つの「它國」がそれぞれ異なる意味で用いられている実例であり、これを参考にすれば、本条の「它の里の年長者をして它の里の典・老と爲さしめよ」も、「它の里」（＝他の里）の年長者を「它の里」（＝他の里以外の里＝当該の里）の典・老にせよという意味に解し得る。また、ここでは「年長者」がいないという状況は想定されていても、無爵者が一人もいないという状況は想定されていないので、典・老を選ぶ際には「年長者」、すなわち「免老」であることが最も重視されていたことが窺える。[18]

エは、他の里から典・老を選ぶ場合にも無爵者・「免老」であることを重視するよう、念押しした規定である。ただし「敢えて丁者を以てすること毋かれ」というのは分かるが、「公士を以てすること毋かれ」という表現は不可解である。有爵者から選んではいけないことを念押しするのなら、「公士以上」としなければ、第二級上造以上であれば選んでも問題ないということになってしまう。[19]無論、後段カ・キを見れば、この部分を「有爵者を典・老に任じてはならない」と解すべきであることは明らかであるが、なにゆえ「以上」の二字が欠落しているのか、その理由についてはあらためて検討する必要があろう。

オは「丁者」を典・老に選出してしまった場合の処罰について定める。対して、有爵者を選んでしまった場合の処罰は見えない。典・老は「免老」でなければならないという原則は、ここからも窺えよう。ただし、問題はこの処罰規定の書かれた位置である。不適切な人物を典・老に選んでしまった場合の処罰規定ならば、その選出基準を余すところなく述べ終わった後に置かれるべきではないか。本条②の場合、オを除くすべての箇所で典・老の任用基準について定めているので、クの後に「以上の基準にそぐわない人物を典・老に選んだ場合、～の刑罰に処する」とでも定める方が、法律条文として座りがよい。にもかかわらず、このように中途半端な位置に処罰規定が書かれているのは、不自然と言わざるを得ない。事実、オの末尾には、①・②を

区切るの際にも使われていた「∠」が付されている。これは本条の書き手（あるいは写し手）もまた、オとカの間に内容的な断絶があることを認識していた可能性を示唆しよう。[20] このような配列になった理由についてもまた、積極的に問題視していく必要がある。

カでは、無爵者がいない場合、公士から選ぶよう規定する。続いてキでは、「縣に命じて典・老と爲す者毋」き場合、つまりは県の中に条件に適合する者がいない場合、[21] 第四級不更以下のうち、より低い爵位を持つ者から優先的に選ぶとする。処罰規定たるオを挟んで再び典・老の選出基準について定めるが、先行するア～オでは想定されていなかった無爵者がいないケースに言及されている。

ただし、このカ・キを本条の中でどこに位置づければよいのか、この点についてはやや注意を要する。典・老を選出するに際しては、里内の無爵で「無害」な「免老」を優先させるのが原則であるが、里内に「免老」がいない場合には、「它の里」の無爵の「免老」から選ぶことになっていた。カ・キがこれに直接つながると仮定すれば、そこではその「它の里」に無爵の「免老」がいない場合、有爵の「免老」から選ぶべきことを規定していることになる。しかしそうなると、里内に有爵の「免老」がいた場合はどうなるのか、という問題が生じることになる。カによれば、里内に公士の「免老」がいれば、そこから選ばれるということになるが、ならばなにゆえ「它の里」から選ぶという規定（ウ）の前にこのカを挿入しないのかという点や、またキ「縣毋命爲典・老者」という言い回しも気になるところである。以上のような条文全体の解釈については、後段にてあらためて検討することとしたい。

最後にク。復除によって税役を免除された者に対する措置を定める。[22] 県内に無爵の「免老」がおらず、不更以下の有爵者の「免老」から選ばねばならないという状況下で、それらの「免老」がみな復除されていたり、一定の経済力を持ち合わせていなかった場合、不更以下の「免老」が復除されているか否かに関係なく、輪番で典・老を務めるとする。[23] 復除と言えば、王や皇帝の命令によって下される特別措置であるが、典・老の選任に際して復除が配慮されるのは有爵者のみで、無爵者の場合は復除されていても、有無を言わせず典・老にされてしまうらしい。経済力に対する配慮も同様で、無爵者の場合にはたとえ「自給すること能わざる」状況であっても、典・老を務めざるを得なかったようである。しかしそれならば、イの末尾に「たとえ復除されていたり、自給できなかったとしても、無爵であれば典・老とする」といった但し書きでもつけておけば、はるかに分かりやすいように思われる。カ・キと同様、このクについても条文配列に若干の問題があるように感じる。

以上、尉卒律の条文内容を確認した。①は典・老の設置基準に関する規定で、その内容は末尾の一文を除けば明瞭である。対して②は典・老の選出方法に関する規定で、個々の文意は読み取りやすいが、違和感を覚える部分が多かった。あらためてその内容を整理してみると、

ア　典・老を選ぶ際には、里内で互選する。

イ　里内の無爵・「免老」・「無害」を典・老とする。
ウ　「免老」がいない場合、「它の里」の「免老」から選ぶ。
エ　（「它の里」の者を典・老とする場合）公士や「丁者」から選んではならない。
オ　「丁者」を典・老とした場合、県尉・県令関係諸官を処罰する。
カ　無爵者がいない場合、公士から選ぶ。
キ　県内に典・老とすべき者がいない場合、不更以下のうち、より下級の有爵者から選ぶ。
ク　（有爵者がいずれも）復除された者、経済力がない者であった場合、不更以下の者に輪番で典・老を務めさせる。

となる。このうち、ア〜オの順番については——エの「毋以公士」を除けば——特に問題はない。注意すべきはカ・キ・クである。典・老の選出基準を整理しようとすれば、この三文をア〜オのどこかに挿入しなければ、うまく解釈できない。では、どこに挿入して解釈するのが適切なのか。次にこの点について、先行研究を踏まえつつ検討してみたい。

二、条文配列の問題

水間大輔氏は、本条②を次のように整理する。

（1）典・老を置く場合には、必ず自らの里の中から適任者を推薦させる。被推薦者に要求される条件は、Ⅰその里の者であること、Ⅱ公卒・士伍であること、Ⅲ「免老」であること、Ⅳ「無害」であること、の四つ。
（2）Ⅰ・Ⅲ・Ⅳの条件を満たす公卒・士伍（Ⅱ）がいない場合、それらの条件を満たす不更以下の有爵者のうち、最も爵位が低い者を典・老に任じる。
（3）里内に「免老」（Ⅲ）がいない場合、他の里からⅡ・Ⅲ・Ⅳの条件を満たす者を典・老に任じる。

これによると、水間氏はカ・キをイの後に挿入して解釈していることが分かる。つまり、里内に無爵の「免老」がいない場合、「它の里」から選ぶ前に、里内の有爵の「免老」から選ぶと解している。なにゆえそのような解釈になったのか、氏自身は明言していないが、おそらくア・イに必ず里内から選ぶべきことが明記されていることを重視した結果であろう。里内から選ぶことが重視されているのなら、まずは里内で徹底的に候補者を絞り、それでも適任者がいない場合に限って「它の里」から選ぶというのでなければ、理に合わない。確かに、合理的な解釈ではある。

☆水間説（オ・クには言及されていないので省略）
ア　典・老を選ぶ際には、里内で互選する。
イ　里内の無爵・「免老」・「無害」を典・老とする。
カ　（里内に）無爵者がいない場合、公士から選ぶ。
キ　~~県内に典・老とすべき者がいない場合、~~（里内の）不更以下のうち、より下級の有爵者から選ぶ。
ウ　「免老」がいない場合、「它の里」の「免老」から選ぶ。
エ　（「它の里」の者を典・老とする場合）公士や「丁者」から選んではならない。

しかし、その場合に問題となるのがキ「縣毋命爲典・老者」である。この語は「県内に典・老とすべき者がいない場合」と解し得るが、「県内に」ということは、当該の里のみならず「它の里」も含めて、ということになる。すると、最初は里内の無爵の「免老」から選び、次に「它の里」の無爵・「免老」から選ぶが、それでも適任者がいない場合、対象を県全体に拡大した上で、有爵の「免老」から選ぶ、ということになってしまう。ただしその場合、県内に無爵の「免老」が一人もいないという事態を想定しなければならなくなる。そもそも「它の里」というのは、当該の里以外のいずれかの里ということであるが、それは実質、県内のすべての里が対象になり得るということでもある[24]。つまり、「它の里」から適任者を選ぶということは、実質県内から適任者を選ぶということと同義である。ならば、ウの時点で「它の里」と言わずに「縣中」などと言えばいいし[25]、またキにわざわざ「県内に適任者がいなければ」などという断り書きをする必要もない。そもそも、この条件を付すべきはキではなくカであろう。ともあれ、このキに見える「縣」という語を重視するならば、県内に無爵の「免老」が一人もいない場合、当該里内の者か否かに関係なく、県全体の有爵の「免老」から適任者を選ぶと解釈せざるを得ない。すると、水間氏のように条文の順番を入れ替えずとも、一応は解釈できることになる。

☆私案

ア　典・老を選ぶ際には、里内で互選する。

イ　里内の無爵・「免老」・「無害」を典・老とする。

ウ　「免老」がいない場合、「它の里（=県内）」（の無爵）の「免老」から選ぶ。

エ　（「它の里」の者を典・老とする場合）公士や「丁者」から選んではならない。

オ　「丁者」を典・老とした場合、県尉・県令関係諸官を処罰する。

カ　（県内に）無爵者がいない場合、公士から選ぶ。

キ　県内（の無爵者の中に）に典・老とすべき者がいない場合、不更以下のうち、より下級の有爵者から選ぶ。

ク　（有爵者がいずれも）復除された者、経済力がない者であった場合、不更以下の者に輪番で典・老を務めさせる。

しかし、このように解釈したところで問題は残る。先述した「它の里」・「縣」も問題であるが、そもそもアにて里内で互選するよう定めているにもかかわらず、無爵の「免老」がいないというだけで、対象を県内にまで拡大させねばならない理由が不明である。水間氏も指摘するように、典・老の業務を果たす上で最も必要な要件は「免老」という点にあるのであって、爵位の有無は大した問題ではない。キに見えるように、たとえ有爵者から選ぶことになったとしても、より下級の有爵者を優先させるようにすれば、高爵所有者の特権は守られる。にもかかわらず、里内の有爵の「免老」を回避し、いきなり県内にまで対象を広げてまで無爵の「免老」を探さねばならない積極的な理由がない。条文配列を重視して強引に解釈しようとしても、結局は問題が残ってしまうのである。

では、水間説に従って解釈するのが妥当なのかというと、それも断言できない。やはりキ「縣毋命爲典・老者」は気にかかる。結局のと

ころ、典・老の任用基準については、さらに手がかりとなり得る史料——例えば、実際に典・老を任用したときの文書など——が発見されでもしない限り、完全には明らかにし得ないと言わざるを得ない(26)。

三、尉卒律の条文形成プロセスとその背景

もっとも、個々の文意が明瞭であるにもかかわらず、余計な語が挿入されていたり、文の順番がおかしかったりするということは、秦律・漢律では別段珍しいことではない。事実、近年では秦律・漢律が法典として編纂されていたわけではなく、皇帝の下した詔令が各官府で蓄積・整理されていたに過ぎないという説も出てきている。すなわち、陶安あんど氏は、戦国魏・李悝「法経」や前漢・蕭何「九章律」など、文献史料中に見える諸法典をすべて虚構とした上で、睡虎地秦簡などに見える「田律」・「功令」のような律令名は、いずれも特定の個人や官庁が便宜的につけた名称に過ぎないとする(27)。また、廣瀬薫雄氏も文献史料中の法典編纂史の虚構性を実証した上で、秦律・漢律とは皇帝の下した詔令の中から規範的効力を持つ部分だけを抜粋してできたものであり、それらが中央官府などによって統一的に編纂・整理されたことはなかったと主張している(28)。これらの諸説に従えば、秦律・漢律とは皇帝の詔文の中から必要な部分だけを抜き出してきて作られた、言うなれば「つぎはぎだらけの法令」であり、しかもその内容はたとえ同じ条文でも、律文を利用・参照する官庁ごとに微妙に異なっていた可能性すらあるということになる。そして「尉卒律」のような律名は、同類の条文をまとめて保管・閲覧しやすくするための「タグ」に過ぎず、またその「タグ」の名称やそこに分類される条文の内容すら、官庁ごとにバラバラであったということもあり得る(29)。無論、律文の管理すべてが官庁の自由裁量に任されていたとは断言できないが(30)、地下から出土した秦律・漢律の諸条文の内容が、後世の律令に比べて未整理かつ雑駁に見える所以は、陶安・廣瀬説に従えば理解し易かろう。

本条を解釈する上でも、上記のような秦律・漢律に対する理解は役に立つ。本条に散見する種々の問題点は、要するにア～クの各文をある時期に一遍に制定された、厳密で整合的な内容を持つ条文であることを前提として解釈しようとするがゆえに出てくるものである。しかし、もしア～クのうちのどれかが実は後から追加された条文であったとしたらどうであろうか。当然、最初からあった条文と後から追加された条文との間には、内容の重複や不整合が出てくるのではないか。しかも、そのような条文の追加や結合が中央政府ではなく地方官府の中で、あくまで地元の官吏だけが理解できればよいというようなスタンスで行われていたとすれば、一つの条文の中にさまざまな問題点が出てくるのも当然であろう。本条に散見する種々の疑問点も、結局はそのような過程で生じてきたものなのではあるまいか(31)。

では、本条のうちどこからどこまでが最初から存在していた条文であり、またどの部分が後から追加された条文なのか、その境目を見出すことができるであろうか。そこでまず注目すべきは、オの後に付された「／」である。そもそも先述のように、内容だけから見てもオからカへの流れには明らかに無理があった。まずはこのオとカの間に条

文接合の痕跡を認めてみてはどうであろうか。

☆条文追加プロセス①

ア　典・老を選ぶ際には、里内で互選する。

イ　里内の無爵・「免老」・「無害」を典・老とする。

ウ　「免老」がいない場合、「它の里」の「免老」から選ぶ。

エ　（「它の里」の者を典・老とする場合）公士や「丁者」から選んではならない。

オ　「丁者」を典・老とした場合、県尉・県令関係諸官を処罰する。

――――――――（以下追加条文）――――――――

カ　無爵者がいない場合、公士から選ぶ。

キ　県内に典・老とすべき者がいない場合、不更以下のうち、より下級の有爵者から選ぶ。

ク　（有爵者がいずれも）復除された者、経済力がない者であった場合、不更以下の者に輪番で典・老を務めさせる。

すると、ア～オが最初から存在していた条文、カ～クが後から追加された条文ということになるが、かと言ってカ・キ・クが一度に追加されたのかというと、おそらくそうではあるまい。少なくとも、カとキは違う時期に追加されたものと見なければならない。と言うのも、両者は明らかに内容が重複しているためである。カ・キの要点とは、つまりは無爵者がいない場合、より低い爵位を持つ者から選べ、ということであるが、その内容だけを言うのであれば、キさえあれば事足りる。最初にカが追加された後、しばらくしてからキが追加されたと考える方が妥当であろう。

☆条文追加プロセス②

ア　典・老を選ぶ際には、里内で互選する。

イ　里内の無爵・「免老」・「無害」を典・老とする。

ウ　「免老」がいない場合、「它の里」の「免老」から選ぶ。

エ　（「它の里」の者を典・老とする場合）公士や「丁者」から選んではならない。

オ　「丁者」を典・老とした場合、県尉・県令関係諸官を処罰する。

――――――――（以下追加条文）――――――――

カ　無爵者がいない場合、公士から選ぶ。

――――――――（以下追加条文）――――――――

キ　県内に典・老とすべき者がいない場合、不更以下のうち、より下級の有爵者から選ぶ。

ク　（有爵者がいずれも）復除された者、経済力がない者であった場合、不更以下の者に輪番で典・老を務めさせる。

すると、クについても同様のことが言えそうであるが、その前にア～オにカが追加された理由について考えてみたい。ア～オだけに注目すると、この部分しか存在しなかった時期においては、里内に無爵者がいないという状況が想定されていなかったごとくである。典・老を選ぶ際には里内の「免老」かつ「無害」の者の間で互選させ、候補者がいなければ「它の里」から選ぶが、その際には公士や「丁者」から選んではならない、ということになる。あらためてここだけを見てみると、まず気づくのがエに「公士や「丁者」から選んではならない」とある理由である。先述のようにア～ク全体で見たときには、「公士

（以上）」と補わなければ、当然「では第二級上造ならばよいのか」という疑問が生じる。しかし、ア～オしか条文が存在しなかった時期においては、里内の大多数が無爵者であり、有爵者がいたとしてもせいぜい第一級公士の者しかいなかったのではないか。それゆえ、エには「公士から選んではならない」としか書かれていないのではないか。このように考えてみると、エ「公士」に「以上」という文言が付されていないのは誤脱などではなく、ア～オが里内にほぼ無爵者しかいないような比較的古い時代に制定された条文であったことを示す、極めて貴重な痕跡であったためということになる。

そもそも爵制とは、戦争で功績を挙げた者に爵位と相応の報奨を与えることで、人々の戦闘意欲を駆り立てるために設けられた制度である。秦はこの制度によって周代以来の氏族制から脱却し、富国強兵を実現させたのであった[32]。ただし、秦がその領土を拡張させていく過程で、爵制は新占領地に居住する人々を秦への奉仕に駆り立てるために利用されるようになる。その典型的な事例こそ、長平の戦いの終盤で実施された民爵賜与であった。当時の秦は趙軍を包囲したものの、自国からの徴兵が飽和状態に陥っていたため、新たに占領した河内の地に昭襄王が自ら赴き、当地の民衆に無償で爵位を頒布することで、さらなる徴兵に成功したのであった[33]。このように、爵位は当初は軍功を挙げた者にのみ賜与されるものであったが、やがて不特定多数の人々にさまざまな目的で頒布されるようになっていく。その結果、有爵者・無爵者の分布状況も大きく変化したと目される。

より高い爵位を持つ者には刑罰の減免や田宅給付など、さまざまな特権が与えられたが[34]、特権を持つ者が増えれば、それに合わせて法令の追加や改変も必要となろう。そのような爵制の変化に伴って追加・改変された条文の一つが、本条であったのではないか。爵制が軍功報奨制度として機能していた時点においては、里内に戦場で軍功を挙げて爵位を得た者がいることすら稀で、それゆえに典・老を選ぶ際には、第一級公士の者さえ対象から外すよう規定しておけば、それで事足りていた。ところが、爵制の用途が多様化し、さまざまな理由で人々に爵位が頒布されるようになれば、各里内に有爵者も増えていく。時には長平の戦いのときのように、里どころか県、引いては郡全体が民爵賜与の対象になることすらあったであろう[35]。すると、里内に無爵者がいないという状況も生じてくるが、ア～オのみではそのような状況に対処できない。そこでまずはカを追加し、無爵者がいない場合には公士から典・老を選んでもよいという規定を設けた。しかし、さらに有爵者が増えれば、今度は第二級上造以上の有爵者で里内が占められるような状況すら出来する[36]。そこでキを追加し、第四級不更以下の中でより下級の爵位を持つ者から選ぶということにしたのであろう。カ・キが追加されたのは、爵制の運用方法が変化し、秦国内において有爵者が増大したことに伴う法改正の結果であったと推測できる。

復除や経済力の有無に配慮したクについても同様のことが言えそうである。周知のごとく、復除は兵役・徭役や租税を免除するという施策で、それは王や皇帝の命令によって臨時に行われる特例措置であった[37]。秦では戦国時代初頭より、近隣諸国の民衆を招き寄せたり、国内の民衆に穀物・布帛などの物資納入を促したりするのに利用されてい

たらしい[38]。また『史記』巻六秦始皇本紀・三五年条に、

因徙三萬家麗邑、五萬家雲陽、皆復不事十歳。

因りて三萬家を麗邑に、五萬家を雲陽に徙し、皆な復して事とせざらしむること十歳。

とある事例からは、徙民実施の際に住居移転の引き換えとして不特定多数の民衆に復除を実施していたことが窺える。これにより、里内、引いては県内すべての「免老」が復除にあずかるようなケースも生じたであろう。他方、経済力のない者を典・老候補から除外するという規定については、これがなにゆえ復除に関する規定とともにクに盛り込まれたのかは不明である。しかし、これもまた典・老任用の実例が蓄積されていく中で、資産のない者が典・老に就任したために何らかの問題が生じてしまい、それに対処すべく発布された詔文が基になっている可能性があろう[39]。カ・キと同様、クもまた秦国内の状況変化に対応すべく、後から追加された規定と考えることができる。

☆条文追加プロセス③

ア　典・老を選ぶ際には、里内で互選する。

イ　里内の無爵・「免老」・「無害」を典・老とする。

ウ　「免老」がいない場合、「它の里」の「免老」から選ぶ。

エ　（「它の里」の者を典・老とする場合）公士や「丁者」から選んではならない。

オ　「丁者」を典・老とした場合、県尉・県令関係諸官を処罰する。

――――――――（有爵者増大により追加）――――――――

カ　無爵者がいない場合、公士から選ぶ。

――――――――（さらなる有爵者増大により追加）――――――――

キ　県内に典・老とすべき者がいない場合、不更以下のうち、より下級の有爵者から選ぶ。

――――――――（復除頻発などにより追加）――――――――

ク　（有爵者がいずれも）復除された者、経済力がない者であった場合、不更以下の者に輪番で典・老を務めさせる。

四、秦律・漢律の特徴と簡牘文化

以上、典・老の選任方法について規定した本条②の成立過程とその背景について検討した。本条は個々の文言の意味こそ明瞭であるが、全体として見たときに内容の重複や不整合などが見られた。その理由は、本条がア～オにカ・キ・クが後から適宜追加された結果、成立した条文であるところに求められる。先述の通り、秦律・漢律は皇帝の下す詔文の抜粋から成っていたが、本条もまた少なくとも四条以上の詔文が組み合わさって成立したものと解し得る。ただし、それらの詔文はいずれも違う時期に下されたものであり、それぞれの時代背景も大きく異なっていた。それゆえ、表面的には一条文としてまとめられていても、内容の重複や用語の違い、あるいは矛盾や不整合が出てきてしまうのであろう。無論、法律条文に矛盾や不整合などあってはならないのであるが、しかしそれは現代を生きるわれわれが勝手に抱いている固定観念に過ぎないのであって、結局のところは法律条文を実際に運用する官吏が理解できさえすれば、それでよいのである。国家による大規模な法典編纂事業を経た後代の法律ならばいざ知らず、秦

律・漢律に関しては内容を整合的に解釈していくよりも、なにゆえ条文がそのような形態になってしまったのか、その形成プロセスを検討していくことこそ重要なのかもしれない。

ただし、たとえ秦律・漢律の形態が表面的に未整備かつ雑駁に見えたとしても、それに対して、後世の法律に比べてまだ完成されていないとか、まだ発展途上であるとか、そういう評価をしたところで、ここではあまり意味がない。条文に内容上の重複や矛盾・不整合などを残したまま、そこに新たに発布された詔文を適宜追加しつつ、条文そのものを充実させていくやり方、それこそが秦律・漢律の特徴なのであって、われわれが考えるべきはその優劣ではなく、なにゆえ当時の人々がそのような法律のあり方を選択し、維持しようとしたのか、という点にあろう。そしてその際に注目すべきが、やはり法律の内容を書き込むメディア、すなわち簡牘そのものの特徴ではないか。近年の相次ぐ出土文字資料の発見により、当時の人々が簡牘をどのように利用していたのか、その実態がかなり明らかになりつつある[40]。それに伴い、簡牘が単なる紙以前の原始的な書写材料などではなく、紙にはない利点を持つ優れたメディアであったことが指摘されているが[41]、その中の一つが「拡張性」、すなわち既存の文書の形態をある程度保持したまま、簡牘を一本一本追加していくことで、文書の内容をアップデートすることができるという点であろう。そしてこの簡牘特有の機能は、先述したような特徴を持つ秦律・漢律と大変相性がよい。いやむしろ、「拡張性」を帯びた簡牘というハードウェアを日常的に利用している人々にとって、そこに書き込む律令というソフトウェアに――多少の内容のブレを無視してでも――「拡張性」を持たせるのは、言わば必然であったとも言い得る。冨谷至氏はつとにこの点に注目し、次のように述べる。すなわち、漢令は「追加や変更がきかない完成された典籍ではなく、未完成のファイル的な編纂物」であり、「それは当時の書写材料＝簡牘の機能を具現したもの」である、と[42]。簡牘というハードウェアの「拡張性」と、秦律・漢律というソフトウェアの「拡張性」はまさに表裏一体の関係にあるのであり、当時の人々はわれわれが想像するよりも遥かに巧みに、この「拡張性」を利用していたのではないか。「拡張性」に優れたメディアを利用し尽くす、この簡牘文化を正しく理解することこそ、秦律・漢律を正確に解釈するために真に必要なことなのかもしれない。

おわりに

以上、本稿では、里の典・老を設置・選任する方法について定めた岳麓書院蔵秦簡「秦律令（壹）」尉卒律の読解を通じ、秦律・漢律が複数の条文（＝詔文）の接合・追加によって形成されていたこと、そしてその背後にメディアの「拡張性」を活用し尽くす簡牘文化が伏在していたことを指摘した。

もっとも、ここで披歴したことはせいぜい一条文の読解を通じて得られた仮説に過ぎず、他の条文についても同様のことが指摘し得るのか否か、さらなる検証が必要である。ただし、その際に注意しておかねばならないのは、秦律・漢律の条文が複数の詔文をつなぎ合わせて形成されていたとしても、それがある段階で「浄書」されていた可能

性を否定できないという点である。

本稿で扱った尉卒律を例にとって説明しよう。比較的早い段階で存在していたらしいア~オは、確かに内容的にまとまった一条文として通読し得るが、かと言って、これらが一つの詔文として一度に発せられたものとは断言できない。例えば、当初は「典・老を選ぶ際には、里内で互選する」（ア）という規定しかなかったところに、後から無爵・「免老」・「無害」のような条件が追加されていった可能性も十分考えられる。仮にそう考えた場合、残りのイ~オが文章の順番通りに順次追加されていったのかというと、どうもそうではなさそうである。典・老の選任条件について定めるイと、その条件に合致しない人物を任用した場合の処罰規定たるオは内容的に対になっており、一度に定められた規定と見なし得る。しかし、「免老」がいない場合に「它の里」から選ぶというウと、その際にもイの条件にそぐわない者は選んではならないというエは、イ・オよりも後に追加されたものであろう。すると、ア~オの形成プロセスは左記のようになる。

☆条文追加プロセス④

ア　典・老を選ぶ際には、里内で互選する。

―――（以下追加条文）―――

イ　里内の無爵・「免老」・「無害」を典・老とする。

オ　「丁者」を典・老とした場合、県尉・県令関係諸官を処罰する。

―――（以下追加条文）―――

ウ　「免老」がいない場合、「它の里」の「免老」から選ぶ。

エ　（「它の里」の者を典・老とする場合）公士や「丁者」から選んではならない。

仮にこれが正しいとすれば、これらは当初はこの順番（ア・イ・オ・ウ・エ）で並んでいたが、ある段階で「浄書」され、より意味が通る順番（ア・イ・ウ・エ・オ）に並び替えられたということになる。その際に余計な文言が削除されたり、あるいは用語がより時宜に適ったものへと書き換えられたり、といった訂正が加えられたかもしれない。つまり、秦律・漢律の各条文は確かに順次内容が追加されながら形成されていくのであるが、それはある段階で、あたかも一度に定められた、整合的で厳密な内容を持つ条文であるかのごとく「浄書」され、それとともに条文追加の痕跡も跡形もなく消え去ってしまっている可能性があるということである。本条の場合、ア~オにカ・キ・クが追加された痕跡が幸いにも残っていたが、これもまた時代が下れば「浄書」され、より洗練された条文へと姿を変えていったのかもしれない。[43]

こうした現象は、冨谷氏の言葉を借りれば「ファイル」から「書籍」への転換とでも呼べようか[44]。条文を随時追加していく「ファイル」的な文書は、「拡張性」という側面だけを考えれば利便性が高いが、内容を通読するには難がある。そこで、ある段階で「ファイル」を「浄書」して「書籍」に作り替える必要性が生じる。ただし、この「書籍」化は必ずしもファイナライズを意味しない。簡牘であれば、「書籍」化された後も情報の追加は十分に可能である。何らかの理由で情報を追加する必要性が生じれば、「書籍」は再び「ファイル」へ戻り、さらに時代が下れば、再び「浄書」されて「書籍」化する。このように、

「ファイル」化と「書籍」化を反復しながら、ソフトウェアのアップデートを図っていくという営為こそ、簡牘文化の「拡張性」なるものの実態ではなかったか。そうであるならば、条文追加の痕跡が「浄書」によって消え去ってしまっている可能性がある以上、本稿の仮説を別の条文から検証するといっても、そう簡単な話ではないかもしれない。

しかし、こうした簡牘文化の「拡張性」の痕跡は出土文字資料のみならず、伝世文献上にも垣間見える。事実、田村和親氏は『公羊伝』・『左伝』に複数の「拡張」の痕跡を見出しており、(45) 筆者も『続漢書』百官志が官簿に司馬彪の本注を追加するという「拡張」を経て成った可能性があることを指摘した。(46) 出土文字資料であろうと伝世文献史料であろうと、当時の人々が簡牘文化の中で書き記したものであれば、当然、そこに「拡張性」の痕跡が残っているはずで、しかもその痕跡が内容に重大な影響を及ぼしている可能性があるのであれば、それを無視するわけにはいくまい。出土文字資料であるからと言って、そこに人の手がまったく加わっていないわけではないし、逆に伝世文献史料であるからと言って、それを書いた人――あるいは増補した人、書写した人――の遺した痕跡が消え去ってしまっているとは限らない。いずれを扱うにしても、それらが簡牘文化の産物であることを常に意識すべきこと、この点を自戒しつつ、仮説のさらなる具体化については他日に期すこととしたい。

注

（1）岳麓書院蔵秦簡の概要については、朱漢民・陳松長主編『岳麓書院蔵秦簡 壹』前言（上海古籍出版社、二〇一〇年）の他、宮宅潔「岳麓書院蔵簡「亡律」解題」（『東方学報』京都第九二冊、二〇一七年）など参照。訳注として、「秦代出土文字史料の研究」班「岳麓書院蔵簡《秦律令（壹）》訳注稿 その（一）」（『東方学報』京都第九二冊、二〇一七年）、同「岳麓書院蔵簡《秦律令（壹）》訳注稿 その（二）」（『東方学報』京都第九三冊、二〇一八年）がある。以下、この訳注に言及する場合、便宜的に「京大班」と呼称する。

（2）厳耕望『中国地方行政制度史 甲部 秦漢地方行政制度』（中央研究院歴史語言研究所、一九九七年）二四三～二四四頁、安作璋・熊鉄基『秦漢官制史稿』（斉魯書社、二〇〇七年）七〇六～七一三頁、水間大輔「秦・漢における里の編成と里正・里典・父老――岳麓書院蔵秦簡「秦律令」を手がかりとして――」（但見亮ほか編『小口彦太先生古稀記念論文集 中国の法と社会と歴史』成文堂、二〇一七年）など。

（3）父老については守屋美都雄「父老」（初出一九五五年。同氏『中国古代の家族と国家』東洋史研究会、一九六八年所収）など参照。里の管理者としては里正・里典・里魁などが知られているが、それらの関係については諸説ある（注(1)前掲水間氏論文）。なお、本稿で取り上げる秦律条文では、里の管理者として「典・老」という名称が用いられているが、それらが里典・父老と同一視し得るか否かは不明である。ゆえに、以下では典・老という名称をそのまま用いることとする。

（4）周海鋒「岳麓書院《尉卒律》研究」（『出土文献研究』第一四輯、二〇一五年）、陳偉「岳麓秦簡〝尉卒律〟校読（一）」・「岳麓秦簡〝尉卒律〟校読（二）」（いずれも簡帛網、二〇一六年三月二一日）・注(1)前掲水間氏論文など。以下、水間説に言及する場合には、すべてこの論文による。

（5）秦・漢代の律令の形態や形成過程に関する先行研究については、工藤元男編「日本秦簡研究現状」（『簡帛』第六輯、二〇一一年）の

「律令的編纂、継承」（楯身担当）など参照。

（6）劃線とは簡牘の背面に刻まれた線のことで、冊書復元の手がかりの一つとして注目を集めている。竹田健二「劃線小考――北京簡『老子』と清華簡『繋年』とを中心に――」（『中国研究集刊』巨号（第五七号）、二〇一三年）など参照。

（7）朱漢民・陳松長主編『岳麓書院蔵秦簡　肆』（上海古籍出版社、二〇一五年）。以下、「図版」と呼称する。

（8）図版は「戊」に作るが、注（4）前掲陳偉氏論文に従ってあらためた。

（9）三十戸未満の里が典・老を共有するのに「不便」な場合、「之に典を予うるも老を予うる勿れ」とある。この「予」について、水間氏は具体的な意味は不詳としながらも、国家がしかるべき人材を典として派遣することと解する。ひとまずこれに従うが、なにゆえ老は「予」えないのか、その理由は不明。

（10）整理小組は「公大夫」が勝手に門を開け放ち、それを破壊してしまった場合の処罰について定めたものと解する。問題は「擅に門を啟く」という行為の違法性と、その結果として出来する「其の旁里に附す」という現象の意味であろう。もっとも、これらをどう解するにせよ、一つの里が典・老を共有するという規定の直後に付された条文である以上、そのような「責任者の共有」に際して起こり得る事態について定めた規定と解しておくのが無難であろう。

（11）①と②の間は改行されておらず、「尉卒律曰」という文言によって区切られてもいないが、「∠」が付されている。この記号や「●」の意味については諸説あるが（李均明・劉軍『簡牘文書学』広西教育出版社、一九九九年、第三章など）、ここでは①・②がもとは別個の規定であったことを示すものとして解しておく。詳細は注（20）参照。

（12）里耶秦簡8-157には、啓陵郷の嗇夫が成里の典を任命するよう、所属先の遷陵県に上申している文書が見える。これによると、典の任命には必ず県の認可が必要であったことが窺える。人選に際しては互選もされたであろうが、それは県の厳しい監視下で行われたと見られる。里耶秦簡については湖南省文物考古研究所編著『里耶秦簡〔壹〕』（文物出版社、二〇一二年）、陳偉主編『里耶秦簡牘校釈（第一巻）』（武漢大学出版社、二〇一二年）参照。

（13）水間氏論文・京大班参照。

（14）飯島和俊「「文無害」考――「睡虎地秦墓竹簡」を手がかりとして見た秦・漢期の官吏登用法」（『中央大学アジア史研究』第三号、一九七九年）など。

（15）水間氏論文・京大班参照。

（16）「不更以下子年廿歳、大夫以上至五大夫子及小爵不更以下至上造年廿二歳、卿以上子及小爵大夫以上年廿四歳、皆傅之」。張家山漢簡の釈文は彭浩ほか主編『二年律令与奏讞書――張家山二四七号漢墓出土法律文献釈読――』（上海古籍出版社、二〇〇七年）に拠った。

（17）注（4）前掲陳偉氏論文（一）。

（18）水間氏論文・京大班。

（19）実際、京大班は「以上」を補って本条を訳出している。

（20）佐々木研太「出土秦律の書写形態の異同をめぐって」（『中国出土資料研究』第五号、二〇〇一年）は、睡虎地秦簡「秦律十八種」中に散見する「●」について、もとからあった条文に後から追加された注記を明示するための記号と解している。ただし一方で、同じ睡虎地秦簡中でも「秦律雑抄」に散見する「●」は、条文と条文のつなぎ目を示すために用いられている。「∠」も同様に、使われる場面によって意味合いは異なっていたであろうが（並列を示す「・」（中黒）と同様の機能を果たすこともある）、少なくとも本条では内容上の断絶を示すために用いられていると見られる。

（21）京大班も同様に解する。

（22）復除については、平中苓次「漢代の復除と周礼の施舎」（初出一九五六年。同氏『中国古代の田制と税法――秦漢経済史研究――』

東洋史研究会、一九六七年所収）、重近啓樹『秦漢税役体系の研究』（汲古書院、一九九九年）第七章など参照。

(23) この部分はキとつなげずに「（里内ないし県内）すべての「免老」が復除に与っていたり、自給できなかった場合」と解することもできるごとくである。しかし、そのように解釈した場合、末尾の「不更以下の者に輪番で典・老を務めさせる」という部分が問題となる。イによれば、無爵の「免老」がいれば、その者を優先させるのが原則であるから、有爵者を含む「不更以下の者」に典・老を務めさせるなどということにはならない。クは最初から無爵者を適用対象から除外していると考えなければ、話が合わないのである。京大班も同様に解している。

(24) もっとも、「（同じ郷内の）它の里」を意味する可能性も考えられるが、本条には郷がまったく登場しない上、典・老の任命に際して責任を負うのは県尉とされている。郷は原則として里の人事に関与していなかったと考え、ここでは郷という行政区画そのものを捨象した。

(25) 「縣中」という語は、岳麓書院蔵秦簡「秦律令（壹）」中に二例見える。「置吏律曰、縣除有秩吏、各除其縣中」（第二〇七簡）、「置吏律曰、縣除小佐毋（無）秩者、各除其縣中」（第二一〇簡）。

(26) 注(12)で言及した里耶秦簡8-157は、確かに典任用の関係史料として貴重ではあるが、典に任用される人物の資格や資質に言及されているわけではない。本条の解釈の決め手となり得るのは、典任用のプロセス――互選や候補者の絞り込みの過程など――が具体的に示されている史料であろうが、現時点では管見の限り、そのような史料は見出せない。

(27) 陶安あんど「法典編纂史再考――漢篇：再び文献史料を中心に据えて」（『東洋文化研究所紀要』第一四〇冊、二〇〇〇年）。

(28) 廣瀬薫雄『秦漢律令研究』（汲古書院、二〇一〇年）第二部。

(29) 睡虎地秦簡では、「秦律十八種」中の效律とは別に「效律」が存在し、かつそのうちの一条文が「秦律十八種」中の倉律と酷似しているという事例がある。この效律と倉律との関係については注(20)前掲佐々木氏論文参照。また、張家山漢簡「二年律令」史律に見える「史」（書記官）の選抜規定（第四七五～四七六簡）は、『説文』序文に引用されている尉律と内容的に酷似している。

(30) 後述するように、秦・漢律はその形成過程こそ「つぎはぎだらけ」であったとしても、それがある段階でより洗練された内容に書き直された可能性もある。仮にそのような工程が存在していたとして、それが官庁独自の判断で行い得たとは断言できない。上級機関や中央政府の監修などを要した可能性は十分考えられる。

(31) 睡虎地秦簡「秦律十八種」尉雜律に「歳讎辟律于御史」（第二六六簡）とあり、毎年、御史府に出向いて「辟律」を書写せよとある。「辟律」とは詔文の一部と解されるが、各官府はそれを御史府で書写して持ち帰った後、利用しやすいように整理して保管したのであろう。ただし、その内容が既存の条文を改変したり、追加したりするようなものであった場合には、その既存条文の末尾に書写内容をつなぎ合わせたり、あるいは条文の順番を入れ替えた上で全体を書写し直すなどの措置を採ったのではないか。本条の場合は内容が追加されたケースであろうが、後述するように一部が書写し直されている（＝「浄書」されている）可能性も考えられる。睡虎地秦簡の簡番号は《雲夢睡虎地秦墓》編写組『雲夢睡虎地秦墓』（文物出版社、一九八一年）、釈文は睡虎地秦墓竹簡整理小組『睡虎地秦墓竹簡』（文物出版社、一九九〇年）に拠った。

(32) 守屋美都雄「漢代爵制の源流として見たる商鞅爵制の研究」（初出一九五七年。同氏『中国古代の家族と国家』東洋史研究会、一九六八年所収）、古賀登『漢長安城と阡陌・県郷亭里制度』（雄山閣、一九八〇年）など。もっとも、秦の強大化を実現させたとされる耕戦体制については、その存在じたいを疑問視する説も出てきている（宮宅潔「秦の戦役史と遠征軍の構成――昭襄王期から秦王政まで

――」『中国古代軍事制度の総合的研究』平成二〇～二四年度科学研究費補助金・基盤研究（B）研究成果報告書、二〇一三年）。とは言え、爵制が旧来の身分秩序を解体するのに貢献したことじたいは認めてよかろう。

(33) 拙著『前漢国家構造の研究』（早稲田大学出版部、二〇一六年）五三～五五頁。

(34) 西嶋定生『中国古代帝国の形成と構造――二十等爵制の研究――』（東京大学出版会、一九六一年）第三章、山田勝芳「張家山第二四七号漢墓竹簡「二年律令」と秦漢史研究」（『日本秦漢史学会会報』第三号、二〇〇二年）、宮宅潔『中国古代刑制史の研究』（京都大学学術出版会、二〇一一年）附論など。

(35) 始皇二七年（前二二〇）には、極廟・甘泉前殿などの建設に従事した多数の民衆に爵位が賜与されている（『史記』巻六秦始皇本紀・二七年条）。前漢になると、全国の民衆（良民男子）に一律に爵位が賜与されるようになる他、皇帝が巡幸した郡県の民衆に賜与されるケースも現れてくる。注(34)西嶋氏著書第二章第一節参照。

(36) 里耶古城址の北部に位置する壕（K11）の底で発見された簡牘群は、当時の戸籍に類する史料と見なされているが（湖南省文物考古研究所『里耶発掘報告』岳麓書社、二〇〇六年、二〇三～二一〇頁）、そこでは多くの場合、戸主は第四級不更、子は第二級上造とされている。有爵者が増大しつつあった統一秦の状況を反映するごとくであるが、一方で彼らの多くが「荊」（楚）出身とされており、果たして秦の一般的な状況を示すものであるのか、疑問もある。この「戸籍様簡」については、鈴木直美「『里耶秦簡』にみる秦の戸籍調査――同居・室人再考――」（初出二〇〇八年。同氏『中国古代家族史研究――秦律・漢律にみる家族形態と家族観――』刀水書房、二〇一二年所収）参照。

(37) 注(22)前掲諸論文。

(38) 『商君書』徠民篇「諸侯之士來歸義者、今使復之、三世無知軍事、秦四竟之内陵・阪・丘・隰不起十年征者、於律也足以造作夫百萬」。『史記』巻六八商君列伝（第一次変法）「僇力本業、耕織致粟帛多者復其身」。『商君書』の引用は蔣礼鴻撰『商君書錐指』（中華書局、一九八六年）に拠った。

(39) 父老に資産制限が設けられる経緯については水間氏論文参照。

(40) 大庭脩『木簡学入門』（講談社、一九八四年）、冨谷至『木簡・竹簡の語る中国古代 増補新版――書記の文化史――』（岩波書店、二〇一四年）など。

(41) 実用に耐え得るほどの紙が普及するようになってからも紙木併用の時代が長らく続いたこと、そして何より、魏晉南北朝期の戦乱による書籍の大量消失が紙の時代の到来を招いたという事実が、簡牘文化の根強さを物語っていよう。注(40)前掲冨谷氏著書二一六～二一八頁参照。

(42) 注(40)前掲冨谷氏著書二二一頁。もっとも、ここで冨谷氏が述べているのは「漢令」に関することのみであって、「漢律」についてではない。しかし、注(28)前掲廣瀬氏著書の所説に従えば、当然、「漢律」についても同様のことが指摘し得るはずである。

(43) 念のため申し添えておくと、本条が幾度かの書写を得た「副本」であることは、条文追加の境目とおぼしき①・②の間、あるいはオ・カの間などで改行されていないことからも明らかである。ゆえに、本条が書き直されていることなど自明ではないか、という意見もあろう。しかし、内容をそっくりそのまま書き写す「書写」と、その内容をより意味の通る文章に「浄書」するのとでは訳が違う。前者は法律の知識がなくてもできるが、後者は法律の知識に加え、場合によってはしかるべき人物の認可を必要とした可能性すらある。

(44) 注(40)前掲冨谷氏著書。

(45) 田村和親「『公羊伝』の「則未知」の類型――「君子曷為為春秋……」の解釈をめぐって――」（『二松学舎大学論集』第三七号、一九九四年）、同氏「『左氏伝』の「古之制也」の類型」（『二松学舎大

学論集』第三九号、一九九六年)。

(46) 拙稿「佚名『漢官』の史料的性格――漢代官制関係史料に関する一考察――」(『中国学術の東アジア伝播と古代日本』勉誠出版、二〇二〇年刊行予定)。